

# 「令和8年厚生労働省告示第69号」令和8年3月5日 「栄養保持を目的とした医薬品の保険給付の適正化」について

入院中の患者以外の患者に対して、薬効分類がたん白アミノ酸製剤に分類される医薬品のうち、効能又は効果が「一般に、手術後患者の栄養保持」であるものであって、用法及び用量に経口投与が含まれる栄養保持を目的とした医薬品を投薬した場合については、

- 手術後の患者である場合はその旨
- 経管により栄養補給を行っている患者である場合はその旨
- 必要な栄養を食事により摂取することが困難な患者である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した患者に投薬する場合はその理由

を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで保険給付の対象とする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001666319.pdf>

「令和8年度診療報酬改定説明資料等について：14\_令和8年度診療報酬改定の概要 14.重点的な対応が求められる分野（医薬品適正使用）」より抜粋

保医発0327第2号 令和8年3月27日

## 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）

P139/ 別表 I（医科）-34

項番	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	レセプト表示文言
396	F200 F400	薬剤等〈入院外分〉 処方箋料	（手術後の患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した場合）手術年月日を記載すること	850100514	手術年月日(薬剤料・処方箋料)；(元号)yy"年" "mm"月"dd"日"
			（経管により栄養補給を行っている患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した場合）直近の食道瘻の造設若しくはカテーテル交換、胃瘻の造設若しくはカテーテル交換、腸瘻の造設若しくはカテーテル交換又は経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術の実施年月日を記載すること	850100515	直近の食道瘻の造設若しくはカテーテル交換、 胃瘻の造設若しくはカテーテル交換、腸瘻の 造設若しくはカテーテル交換又は経鼻栄養・ 薬剤投与用チューブ挿入術の実施年月日(薬剤 料・処方箋料)；(元号)yy"年"mm"月"dd"日"
			（手術後の患者又は経管により栄養補給を行っている患者以外に栄養保持を目的とした医薬品を投与した場合）栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した趣旨を記載すること	830100949	栄養保持を目的とした医薬品を投与した理由 (薬剤料・処方箋料)；*****

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001681751.pdf>

保医発0327第2号令和8年3月27日「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について より抜粋

保医発0327第2号 令和8年3月27日

## 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

別表 I 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧

P183/ 別表 I (調剤) -78

項番	区分	調剤行為 名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによる レセプト表示文言
42	—	栄養保持を目的とした医薬品が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合	栄養保持を目的とした医薬品が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合は、手術後の患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した旨又は経管により栄養補給を行っている患者に栄養保持を目的とした医薬品を投与した旨、処方医が当該栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した理由について処方箋の記載により確認した患者はその旨又は疑義照会により確認した旨を記載すること。	820100377※	処方箋記載により確認
				820100378※	疑義照会により確認

※このコードは項番41「63枚を超えて鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤（ただし、麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除く。）が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合」と同一コードとなっています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001681751.pdf>

保医発0327第2号令和8年3月27日「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について より抜粋